



茨城県報 第 6 5 3 号

平成 7 年 5 月 29 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 字の区域の設定 (地方課) 2
- 字の区域及び名称の変更 (") 4
- 救急病院の申出の撤回 (医療整備課) 5
- 救急病院の認定 (") 5
- 医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) 6
- 定款変更の認可 (農地管理課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (") 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 7
- 使用料の徴収事務の委託 (公園街路課) 8
- 事業計画の変更の認可 (下水道課) 8
- 土地改良区役員の就退任 (5 件) (土地改良事務所) 9
- 土地改良事業の工事の完了 (") 14

(人 事 委 員 会)

- 県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正 14

公 告

- 茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況 (総務課) 14
- 公共測量の終了 (用地課) 16
- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) 16
- 道路の位置の指定 (") 17
- 建築許可に関する意見の聴取 (") 17

正 誤

- 平成 7 年 4 月 20 日付け茨城県報第 643 号中 18

告 示

茨城県告示第650号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、美浦村長から同村内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、平成7年6月1日から生ずるものである。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

変 更 調 書

大字花見塚字追越に設定する区域

大字 木 字追越 1, 7の1から7の5まで, 10の1から10の11まで, 11

大字花見塚字刃田に設定する区域

大字 木 字刃田 13, 14, 15の1, 15の3, 16の1, 16の3, 17の1, 17の3, 18の1, 18の3, 19の1,
19の3, 20の1, 20の3, 21の1, 21の3, 22の1, 24の1

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字花見塚字息栖に設定する区域

大字 木 字息栖 25から28まで, 29の1, 29の2, 30から32まで, 34, 35の1から35の5まで, 37, 38,
39の1から39の3まで, 40, 43の2, 44, 45

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字花見塚字花見塚に設定する区域

大字 木 字花見塚 55の1, 55の2, 564
大字谷中 字花見塚 677の1から677の16まで

大字花見塚字馬場先に設定する区域

大字 木 字馬場先 56, 57, 58の1, 58の2, 59から61まで

大字花見塚字花見塚下に設定する区域

大字山王 字花見塚下 151
大字山内 字花見塚下 382

大字花見塚字花見塚後に設定する区域

大字山王 字花見塚後 159から161まで, 165の1, 173の1から173の22まで, 175の1, 175の2, 176の1,
182の1, 182の2, 185, 189の1から189の8まで, 190の1, 190の3から190の15まで,
195の1, 195の3から195の20まで, 197の2から197の5まで, 198の1から198の4まで,
199, 200の1, 200の3から200の11まで

大字大塚 字花見塚後 809

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字花見塚字 峯 に設定する区域

大字山王 字 峯 219の 4 から219の 8 まで, 228の 1, 228の 3, 228の 7 から228の24まで

大字花見塚字於墓に設定する区域

大字山王 字於墓 229の 1 から229の 3 まで

大字花見塚字小墓に設定する区域

大字山王 字小墓 230の 1, 230の 2, 231の 1, 231の 2, 232, 235の 1 から235の 3 まで

大字花見塚字清水に設定する区域

大字谷中 字清水 164の 1, 164の 4 から164の 6 まで

大字花見塚字谷中に設定する区域

大字谷中 字谷中 202の 1 から202の 7 まで, 203の 2

大字花見塚字太田に設定する区域

大字太田 字太田 489の 3, 489の 4

大字花見塚字稲荷に設定する区域

大字谷中 字稲荷 648の 1, 648の 2, 648の 4 から648の 7 まで, 649の 1 から649の 4 まで, 649の 6, 649の 7, 650

大字花見塚字長峯に設定する区域

大字谷中 字長峯 653, 654の 1 から654の23まで, 660の 1, 660の 2, 661, 662, 663の 1, 663の 2, 665の 1, 665の 2, 667, 668の 1 から668の 9 まで, 669の 1 から669の15まで, 670の 1 から670の 8 まで, 671の 1 から671の 7 まで, 672の 1 から672の 5 まで, 673の 1 から673の28まで, 675の 1, 675の 2, 676

大字花見塚字山王山に設定する区域

大字山内 字山王山 723, 724の 1 から724の 7 まで

大字花見塚字稲荷下に設定する区域

大字大塚 字稲荷下 811の 1, 811の 2

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字花見塚字稲荷後に設定する区域

大字大塚 字稲荷後 812の 1 から812の12まで, 812の14から812の23まで

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字花見塚字平山久保に設定する区域

大字大塚字平山久保 813の1, 813の3から813の14まで, 814の1, 814の3から814の14まで, 815から818まで,
819の1から819の12まで, 820の1から820の3まで, 821の1, 821の2
及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字花見塚字御墓前に設定する区域

大字大塚 字御墓前 859の1から859の3まで

茨城県告示第651号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により下館市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の一部及びその名称の変更の効力は, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業大谷川左岸地区土地改良事業についての換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

変 更 調 書

大字一本松字一本松に変更する区域

大字一本松字谷原 138, 138の1, 139, 140の1, 141の1, 142の1, 142の4, 142の15, 150の8, 437の1,
441, 444から447まで, 449, 450, 452から458まで
同 字元田 141の2から141の5まで, 142の2, 142の3, 143の1, 143の2, 146の2,
147の1から147の3まで, 150の3, 342の2, 342の4, 343の1, 343の2, 344から346まで,
347の1, 348の1, 348の2, 349の2, 350の2, 352の3, 362の4, 362の10, 363の2,
364の2
大字西方字浜田 84の1, 85の3, 85の5, 86の2, 90から94まで, 95の1の一部, 95の2の一部
同 字前定 304の一部, 305の一部, 306, 307の一部, 353の一部, 354
同 字盛川 355から367まで, 368の1の一部, 383の1, 384から386まで, 387の1から387の3まで,
388の1の一部, 389から392までの各一部, 393の1の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字西方字西方に変更する区域

大字西方字浜田 82の1, 82の2, 83の1, 95の1の一部, 95の2の一部, 96から98まで, 116の5, 117の1,
117の2, 118から131まで, 132の1, 133, 134の1, 135, 136, 137の1, 138, 139の1,
140から146まで, 147の1, 148, 149の1, 150, 151の1, 152の1, 153, 154の2, 155の4,
185の1, 185の3, 186の1, 187の1, 188の1, 188の2, 189の1, 190の1, 191の1,
192の1, 193の1, 194の1, 195の1, 196の1, 197の1, 198から206まで, 207の1,
207の2, 208の1, 208の2, 209の1, 209の2, 242から249まで, 250の1, 250の2
同 字前定 251から263まで, 294から303まで, 304の一部, 305の一部, 307の一部, 308から317まで,
343から352まで, 353の一部
同 字盛川 368の1の一部, 369から380まで, 381の1, 381の3, 388の1の一部, 388の2,

- 大字西方字角田 389から392までの各一部, 393の1の一部, 395の1, 395の3, 396から419まで, 420の1, 420の3, 422の1, 422の3, 423, 424, 425の1, 425の2, 426の1, 426の2
 210の1, 210の2, 211から241まで, 264の1, 264の2, 265から269まで, 270の1, 270の2, 271から292まで, 293の1, 293の2, 318の1, 318の2, 319から328まで, 329の1から329の3まで, 330の1, 330の2, 331から341まで, 342の1, 342の2, 563から582まで, 583の1, 583の2, 584から590まで, 591の1, 591の2, 592から599まで, 601から624まで
- 同 字小関 427の1, 427の2, 428の1, 428の2, 429の1, 429の2, 429の4, 430の4, 430の5, 431の1, 432の1, 432の4, 432の5, 433の1, 433の2, 434の1, 434の2, 435の1, 435の2, 436の1, 436の2, 437の1, 437の2, 438の1, 438の2, 439の1, 439の2, 440の1, 440の2, 441の1, 441の2, 442の1, 442の2, 443の1, 443の2, 444の1, 444の2, 445から459まで, 460の1, 462の1, 463, 464の1, 464の2, 465の1, 465の3, 466の1, 466の3, 467の1, 468の1, 469の1, 469の3, 470の1, 470の2, 471から477まで, 478の1, 479の1, 480の1, 480の3, 481の1, 481の3から481の5まで, 484の1, 484の3, 484の4, 485の1, 486の1, 487の1, 488の1, 489の1, 489の2, 490から529まで, 530の1, 531の1, 532の1, 532の3, 533の1, 533の2, 534の1, 534の2, 535から542まで, 544から562まで, 649から653まで, 654の1, 654の2, 655から667まで, 669から673まで, 674の1, 674の2, 675の1, 675の2, 676の1, 676の2, 677の1, 677の2, 678, 679, 680の1, 680の2, 681の1, 681の2, 682から684まで, 686から710まで, 717の1から717の3まで, 720から732まで, 733の1, 733の2
- 同 字為田 626の1, 627の1, 628の1, 629の1, 630から648まで, 711から716まで, 734の1, 734の2, 735から750まで, 751の1から751の3まで, 752から755まで, 756の1, 756の2, 757の1, 757の2, 758から767まで, 768の1, 769の1, 773の1, 773の2, 774, 776から781まで, 782の1, 782の2, 869の1, 869の3, 870の1, 870の2, 871から873まで, 874の1, 874の2, 875の1, 875の2, 876から895まで, 896の1, 897の1, 900から927まで, 928の1, 928の2, 929から951まで, 952の1, 953の1, 955から958まで, 959の1, 959の2, 960の1, 961の1, 962, 963, 964の1, 964の2, 965から968まで, 969の1, 970の1, 971の1, 974の1, 975の1, 976の1, 979, 980, 981の1, 982の1, 985の1, 986の1, 987の1, 990, 991, 992の1, 993の1, 994の1
- 同 字権現下 1088の1, 1090の1, 1091の1, 1092の1, 1093の1, 1093の2, 1094の2
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

~~~~~  
茨城県告示第652号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申し出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称     | 所 在 地       |
|---------|-------------|
| 市 原 病 院 | つくば市大曾根3681 |

## 茨城県告示第653号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該救急病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成10年5月28日である。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称    | 所 在 地       |
|--------|-------------|
| いちほら病院 | つくば市大曾根3681 |

## 茨城県告示第654号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

| 名 称                | 所 在 地               | 指定年月日     |
|--------------------|---------------------|-----------|
| スルガヤ薬局             | ひたちなか市磯崎町4240-6     | 平成7年4月18日 |
| ひたちなか薬局            | 那珂郡東海村照沼30-4        | 平成7年4月26日 |
| 医療法人社団克仁会恵愛小林クリニック | ひたちなか市幸町16-1        | 平成7年4月2日  |
| ミドリ薬局              | 北茨城市磯原町磯原602        | 平成7年4月1日  |
| プラス薬局              | 鹿島郡鹿島町平井1345-7      | 平成7年4月20日 |
| みやわき健康薬局           | 鹿島郡鹿島町宮中2048-20     | 平成7年4月27日 |
| 株式会社鹿神堂三共薬局チェリオ店   | 鹿島郡鹿島町宮中290-1       | 平成7年5月8日  |
| 株式会社鹿神堂三共薬局        | 鹿島郡鹿島町宮中5丁目1番1号     | 平成7年5月8日  |
| いちほら病院             | つくば市大曾根3681         | 平成7年4月1日  |
| 柴メディカルクリニック        | 結城郡八千代町久下田154       | 平成7年4月2日  |
| オレンジ薬局諸川店          | 猿島郡三和町諸川431-3       | 平成6年8月26日 |
| 日本調剤つくば調剤薬局        | つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビル | 平成2年6月1日  |
| 有限会社西野自然堂薬局中郷店     | 北茨城市中郷町足洗71         | 平成7年4月27日 |
| 有限会社西野自然堂薬局        | 北茨城市磯原町木皿829-6      | 平成7年4月27日 |

(辞 退)

| 名 称             | 所 在 地         | 辞退年月日     |
|-----------------|---------------|-----------|
| 医療法人社団克仁会恵愛小林病院 | ひたちなか市幸町16-1  | 平成7年4月1日  |
| 市原病院            | つくば市大曾根3681   | 平成7年3月31日 |
| 柴病院             | 結城郡八千代町久下田154 | 平成7年4月1日  |

## 茨城県告示第655号

平成7年3月15日付けで、武井志崎土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）

第30条第2項の規定により平成7年5月19日認可した。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成7年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

| 区 間                 | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要            |
|---------------------|------|--------------------|-------------|----------------|
| 久慈郡里美村大字小菅699番3地先から | 旧    | 最大 23.0            | 136         | 「道の駅さとみ」<br>設置 |
|                     |      | 最小 12.0            |             |                |
| 久慈郡里美村大字小菅706番4地先まで | 新    | 最大 52.5<br>最小 12.5 | 136         |                |

茨城県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成7年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道349号
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字小菅699番3地先から久慈郡里美村大字小菅706番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成7年6月1日

茨城県告示第658号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づきひたちなか市津田北部土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
  - 組 合 の 名 称 ひたちなか市津田北部土地区画整理組合
  - 事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市津田1901番地
  - 設 立 認 可 の 年 月 日 平成5年3月18日
- 2 変更認可の年月日  
平成7年5月22日

## 茨城県告示第659号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 受 託 者

大子町

## 2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第1項に規定する大子広域公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

## 3 委 託 期 間

平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで

## 茨城県告示第660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施工者の名称 常陸太田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業

常陸太田市下水道

## 3 事業施行期間 昭和59年12月24日から平成12年3月31日まで

## 4 事 業 地

## (1) 収用の部分

平成 2 年茨城県告示第1215号のとおり

## (2) 使用の部分

平成 2 年茨城県告示第1215号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

磯部町字上ノ村、字平瀬前、字新地、字草倉、字屋敷後、字屋敷裏、字中宿東側、字中宿西側、字下宿東側、字下宿西側、字上腰巻、字下腰巻、字寺古屋敷、字古屋敷、字寺家後、字石橋、字中道及び字道本塚、並びに馬場町字遠通、字稲荷西、字宿西上、字宿西下、字宿東、字宿南、字森前、字小林、字前原、字宇留野、字宿北、字宿南下、字十二所、字行屋前、字花損、字馬淵下、字高橋及び字観音前、並びに新宿町字小林、字宮脇、字宮脇下、字車内、字車内下、字二本松、字並松、字古川、字落葉坂、字上川原、字下川原、字宿東、字東新町、字穴戸沢、字蔓茶羅寺前及び字百分、並びに増井町字日本松川向、字小林、字広町、字宿、字宿東及び字耶蘇宿尻の全部の区域並びに磯部町字中ノ町、字天神馬場先、字平瀬後、字森ノ後、字田谷ノ宮、字雷神町、字生袋、字町田、字鳥井戸、字鈴振免、字寺前、字反側、字上宿東側、字上宿西側、字関ノ上及び字天神下土手ノ内、並びに馬場町字香舛、字北香舛及び字法花、並びに新宿町字宿西、字後谷津、字向山、字西新町、字白坂、字陣馬平、字蔓茶羅寺下、字元太田山、字蓮華寺下、字山吹、字三味党下及び字且森下、並びに増井町字宿後北町、字宿後南町、字宿後、字福寿台、字上台、字岩井作、稲木町字西山岸、字西山峰、字出河原の一部の区域。



茨城県告示第661号

真壁郡明野町に事務所を置く明野町上野土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県下館土地改良事務所長

峯 岸 重 夫

1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 真壁郡明野町大字中上野689番地  | 理 事 | 坂 入 貞 雄 |     |
| “ “ “ 寺上野616番地の 3 | “   | 小野田 定 夫 |     |
| “ “ “ 寺上野669番地    | “   | 小野田 甫   |     |
| “ “ “ 赤浜15番地      | “   | 吉 原 弥一郎 |     |
| “ “ “ 中上野764番地    | “   | 片 平 喜 造 |     |
| “ “ “ 赤浜598番地の 1  | “   | 稲 葉 栄   |     |
| “ “ “ “ 651番地     | “   | 坂 入 稼   |     |
| “ “ “ “ 1234番地    | “   | 坂 入 弘   |     |
| “ “ “ 向上野651番地    | “   | 堀 江 一   |     |
| “ “ “ “ 245番地     | “   | 星 野 吉 孝 |     |
| 下妻市大字高道祖3861番地    | “   | 杉 山 勝 則 |     |
| 真壁郡明野町大字中上野1078番地 | 監 事 | 遠 藤 善 次 |     |
| “ “ “ 寺上野679番地    | “   | 中 島 一五一 |     |

2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 真壁郡明野町大字中上野689番地  | 理 事 | 坂 入 貞 雄 |     |
| “ “ “ 寺上野616番地の 3 | “   | 小野田 定 夫 |     |
| “ “ “ “ 676番地     | “   | 小野田 九一郎 |     |
| “ “ “ 赤浜15番地      | “   | 吉 原 弥一郎 |     |
| “ “ “ 中上野760番地の 1 | “   | 林 健 二   |     |
| “ “ “ 赤浜598番地の 1  | “   | 稲 葉 栄   |     |
| “ “ “ “ 651番地     | “   | 坂 入 稼   |     |
| “ “ “ “ 1244番地の 6 | “   | 坂 入 正 行 |     |
| “ “ “ 向上野651番地    | “   | 堀 江 一   |     |
| “ “ “ 向上257番地     | “   | 稲 葉 喜 一 |     |
| 下妻市大字高道祖3851番地 4  | “   | 神 郡 豊 美 |     |
| 真壁郡明野町大字中上野1086番地 | 監 事 | 仁 平 光 男 |     |
| “ “ 赤浜寺上689番地     | “   | 坂 入 良 男 |     |
| “ “ 大字向上野980番地    | “   | 稲 葉 保   |     |



## 茨城県告示第662号

東茨城郡常北町石塚1428番地の25に事務所を置く荒田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県水戸土地改良事務所長

久 慈 林 誠 一

## 1 退 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上入野636番地の2 | 理 事 | 園 部 正 治 |     |
| “ “ “ “ 2068番地      | “   | 江 幡 龍 夫 |     |
| 水戸市藤井町912番地         | “   | 三田寺 忠 守 |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2380番地  | “   | 杉 山 榮   |     |
| “ “ “ “ 530番地       | “   | 川 又 哲 男 |     |
| “ “ “ “ 1983番地      | “   | 園 部 信   |     |
| “ “ “ “ 749番地の1     | “   | 園 部 光 重 |     |
| “ “ “ “ 595番地の1     | “   | 高 橋 茂 郎 |     |
| 水戸市成沢町301番地         | “   | 加倉井 三 郎 |     |
| “ “ 563番地           | “   | 栗 田 直 方 |     |
| “ 飯富町4653番地         | “   | 美野輪 明 正 |     |
| “ 岩根町1002番地         | “   | 園 部 昭   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2046番地  | 監 事 | 園 部 正 男 |     |
| “ “ “ “ 671番地       | “   | 加 藤 巖   |     |
| 水戸市藤井町678番地         | “   | 小田木 保   |     |

## 2 就 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上入野636番地の2 | 理 事 | 園 部 正 治 |     |
| “ “ “ “ 2068番地      | “   | 江 幡 龍 夫 |     |
| 水戸市藤井町678番地         | “   | 小田木 保   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2380番地  | “   | 杉 山 榮   |     |
| “ “ “ “ 530番地       | “   | 川 又 哲 男 |     |
| “ “ “ “ 2092番地の1    | “   | 小野瀬 廣 元 |     |
| “ “ “ “ 749番地の1     | “   | 園 部 光 重 |     |
| “ “ “ “ 671番地       | “   | 加 藤 巖   |     |
| 水戸市成沢町288番地         | “   | 小田木 義 夫 |     |
| “ “ 478番地           | “   | 浅 野 宗 徽 |     |
| “ 飯富町4639番地の1       | “   | 小 山 淳 一 |     |
| “ 岩根町1002番地         | “   | 園 部 昭   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野1989番地  | 監 事 | 富 安 博   |     |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上入野527番地 | 監 事 | 川 又 賢 司 |     |
| 水戸市藤井町886番地       | 〃   | 笹 島 進   |     |

## 茨城県告示第663号

東茨城郡常北町石塚1428番地の25に事務所を置く常北町古内土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県水戸土地改良事務所長

久 慈 林 誠 一

## 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上古内642番地 | 理 事 | 飯 田 福 雄   |     |
| 〃 〃 〃 下古内1525番地   | 〃   | 高 野 勝 美   |     |
| 〃 〃 〃 上古内911番地の 4 | 〃   | 小 瀧 勝 次   |     |
| 〃 〃 〃 〃 27番地の 2   | 〃   | 大 坪 喜 世 志 |     |
| 〃 〃 〃 〃 40番地の 1   | 〃   | 大 坪 勝 雄   |     |
| 水戸市中丸町476番地の 1    | 〃   | 大 坪 久 美 男 |     |
| 東茨城郡常北町大字上古内397番地 | 〃   | 富 田 誠 一   |     |
| 〃 〃 〃 〃 1212番地の 2 | 〃   | 恩 藏 留 吉   |     |
| 〃 〃 〃 〃 413番地     | 〃   | 鯉 淵 満 男   |     |
| 〃 〃 〃 下古内2256番地   | 〃   | 塙 貢       |     |
| 〃 〃 〃 〃 1092番地    | 〃   | 曾 川 廣 一   |     |
| 〃 〃 〃 〃 411番地の 2  | 〃   | 田 口 昇     |     |
| 〃 〃 〃 〃 253番地の 2  | 〃   | 阿久津 勇     |     |
| 〃 〃 〃 上古内791番地の 2 | 監 事 | 加 藤 友 三 郎 |     |
| 〃 〃 〃 下古内193番地    | 〃   | 加 藤 榮     |     |

## 2 就 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上古内642番地  | 理 事 | 飯 田 福 雄 |     |
| 〃 〃 〃 下古内1078番地    | 〃   | 曾 川 清   |     |
| 〃 〃 〃 上古内1008番地の 2 | 〃   | 小 瀧 榮 二 |     |
| 〃 〃 〃 〃 1416番地     | 〃   | 原 次 男   |     |
| 〃 〃 〃 〃 160番地      | 〃   | 大 坪 正 次 |     |
| 〃 〃 〃 〃 191番地      | 〃   | 槍 崎 康 夫 |     |
| 〃 〃 〃 〃 729番地      | 〃   | 町 井 剛   |     |
| 〃 〃 〃 〃 342番地      | 〃   | 鯉 淵 正 巳 |     |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上古内188番地 | 理 事 | 古 橋 敏 秀   |     |
| “ “ “ 下古内377番地    | “   | 井 上 卓 哉   |     |
| “ “ “ 石塚1213番地    | “   | 加 倉 井 亨   |     |
| “ “ “ 下古内202番地    | “   | 車 田 不 二 男 |     |
| “ “ “ 下古内2256番地   | “   | 塙 貢       |     |
| “ “ “ “ 253番地の 2  | 監 事 | 阿 久 津 勇   |     |
| “ “ “ 上古内1237番地   | “   | 恩 藏 良 夫   |     |

茨城県告示第664号

東茨城郡常北町石塚1428番地の25に事務所を置く常北町東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県水戸土地改良事務所長

久 慈 林 誠 一

1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|--------------------|-----|-----------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上泉124番地   | 理 事 | 浅 野 熊     |     |
| “ “ “ 那珂西1361番地の 1 | “   | 高 安 二 三 夫 |     |
| “ “ “ “ 2627番地     | “   | 浅 野 照 男   |     |
| “ “ “ 上泉1273番地     | “   | 飯 村 静 夫   |     |
| “ “ “ 石塚1748番地の 7  | “   | 添 田 規 矩   |     |
| “ “ “ 上泉408番地      | “   | 添 田 藤 彦   |     |
| “ “ “ 那珂西1074番地    | “   | 寺 門 和 夫   |     |
| “ “ “ “ 1257番地     | “   | 飛 田 弘 一   |     |
| “ “ “ “ 1918番地の 1  | “   | 根 本 一 由   |     |
| “ “ “ “ 1602番地     | “   | 森 島 孝 雄   |     |
| “ “ “ “ 1836番地     | “   | 森 島 忠 明   |     |
| “ “ “ “ 2228番地     | 監 事 | 小 山 安 久   |     |
| “ “ “ 上泉1120番地     | “   | 栗 林 一 男   |     |
| “ “ “ 那珂西1245番地    | “   | 永 山 和 宏   |     |

2 就 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上泉384番地 | 理 事 | 飯 村 富 彦 |     |
| “ “ “ “ 1166番地   | “   | 栗 林 正 次 |     |
| “ “ “ 那珂西1180番地  | “   | 関 野 忠   |     |
| “ “ “ 上泉1238番地   | “   | 檜 山 寛 司 |     |

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字石塚1846番地の3 | 理 事 | 飯 村 隆 志 |     |
| ” ” ” 上泉157番地       | ”   | 浅 野 保   |     |
| ” ” ” 那珂西1866番地     | ”   | 小 山 健   |     |
| ” ” ” ” 1280番地の3    | ”   | 飛 田 義 治 |     |
| ” ” ” ” 1088番地      | ”   | 寺 門 智 博 |     |
| ” ” ” ” 1627番地      | ”   | 萩 谷 昇   |     |
| ” ” ” ” 1918番地の1    | ”   | 根 本 やを子 |     |
| ” ” ” ” 2264番地      | 監 事 | 森 島 修   |     |
| ” ” ” 石塚2210番地の3    | ”   | 添 田 丈 夫 |     |
| ” ” ” 那珂西1233番地の1   | ”   | 飛 田 昭   |     |

茨城県告示第665号

東茨城郡常北町石塚1428番地の25に事務所を置く増井土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県水戸土地改良事務所長

久 慈 林 誠 一

1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字増井880番地の1 | 理 事 | 山 崎 敏 秀 |     |
| ” ” ” ” 1944番地     | ”   | 松 崎 勝 一 |     |
| ” ” ” 上入野2501番地    | ”   | 綿 引 保 夫 |     |
| ” ” ” ” 3500番地     | ”   | 浅 川 文 夫 |     |
| ” ” ” 増井866番地      | ”   | 前 田 保 男 |     |
| ” ” ” 石塚2359番地の7   | ”   | 大 畑 広 美 |     |
| ” ” ” ” 1736番地の1   | ”   | 大 畑 保 彦 |     |
| ” ” ” 増井2124番地の3   | ”   | 松 崎 四 郎 |     |
| ” ” ” ” 1323番地     | ”   | 余 水 勇   |     |
| ” ” ” 上入野2818番地の1  | 監 事 | 園 部 義 成 |     |
| ” ” ” 増井995番地      | ”   | 今 瀬 忠 臣 |     |
| ” ” ” ” 1330番地の2   | ”   | 前 田 好 文 |     |

2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字増井1771番地 | 理 事 | 飯 村 良 一 |     |
| ” ” ” ” 1046番地の1  | ”   | 横 山 榮   |     |
| ” ” ” 上入野2539番地   | ”   | 園 部 三喜夫 |     |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字増井1314番地 | 理 事 | 松 崎 泰 市 |     |
| “ “ “ “ 1228番地の4  | “   | 松 崎 一 三 |     |
| “ “ “ “ 946番地     | “   | 深 谷 種 男 |     |
| “ “ “ “ 977番地の3   | “   | 松 崎 二 郎 |     |
| “ “ “ “ 993番地の2   | “   | 今 瀬 三 好 |     |
| “ “ “ 上入野3230番地   | “   | 浅 野 勇 一 |     |
| “ “ “ “ 2818番地の1  | 監 事 | 園 部 義 成 |     |
| “ “ “ 増井835番地     | “   | 山 崎 里 美 |     |
| “ “ “ “ 1335番地    | “   | 仲 田 武 男 |     |

茨城県告示第666号

平成 3 年 1 月 25 日付け高土改指令第 1 号をもって認可した北茨城市が行う中山地区土地改良事業については、平成 6 年 3 月 15 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県高萩土地改良事務所長 藤 田 輝

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 2 号

昭和 42 年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成 7 年 6 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

別表第 2 日立市の部中「東滑川一丁目から四丁目まで」を「東滑川一丁目から五丁目まで」に、「田尻町一丁目から四丁目まで」を「田尻町一丁目から七丁目まで」に改め、同表土浦市の部中「手野町」の次に「木田余東台一丁目から五丁目まで」を、「板谷一丁目から七丁目まで」の次に「粟野町」を加え、同表取手市の部中「新取手一丁目から五丁目まで」の次に「本郷一丁目から五丁目まで」を加え、東茨城郡の部桂村の項中「岩船」の次に「高根台」を加え、稲敷郡の部阿見町の項中「南平台二丁目」を「南平台一丁目から三丁目まで」に改め、同部東村の項中「協川」の次に「光葉」を加える。

公 告

◎茨城県個人情報保護に関する条例の運用状況

茨城県個人情報保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 33 条の規定により、平成 6 年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 個人情報保有事務の登録に関する事項

- (1) 新規登録件数 8 件
- (2) 変更登録件数 一件
- (3) 廃止件数 一件

2 開示請求及び訂正請求に関する事項

(1) 開示請求及び訂正請求の件数

- ア 開示請求の件数 377件 (うち357件は簡易開示)
- イ 訂正請求の件数 一件
- ウ 開示請求の実施機関別内訳

| 区 分                         |            | 開示請求の件数    |
|-----------------------------|------------|------------|
| 知<br>事<br>部<br>局            | 総 務 部      | 35 ( 33)   |
|                             | 企 画 部      | —          |
|                             | 生 活 環 境 部  | —          |
|                             | 福 祉 部      | 27 ( 25)   |
|                             | 衛 生 部      | 80 ( 80)   |
|                             | 商 工 労 働 部  | —          |
|                             | 農 林 水 産 部  | —          |
|                             | 農 地 局      | —          |
|                             | 土 木 部      | —          |
|                             | 出 納 事 務 局  | —          |
|                             | 小 計        | 142 ( 138) |
| 企 業 局                       | —          |            |
| 教 育 委 員 会                   | 15         |            |
| 選 挙 管 理 委 員 会               | —          |            |
| 監 査 委 員 会                   | —          |            |
| 人 事 委 員 会                   | 220 ( 219) |            |
| 地 方 労 働 委 員 会               | —          |            |
| 収 用 委 員 会                   | —          |            |
| 茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会       | —          |            |
| 霞 ヶ 浦 北 浦 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | —          |            |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会         | —          |            |
| 計                           | 377 ( 357) |            |

( ) 内は簡易開示請求の件数で内数

(2) 開示請求の処理状況

- ア 開示決定の件数 367件 (うち357件は簡易開示)
- イ 部分開示決定の件数 2 件
- ウ 不開示決定の件数 6 件
- エ その他 (不存在) 2 件

3 不服申立てに関する事項

- (1) 異議申立ての件数 2 件

## (2) 異議申立ての処理状況

- ア 却下決定の件数 一件  
 イ 棄却決定の件数 一件  
 ウ 認容決定の件数 1件  
 エ 審理中・その他 1件

## ◎公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 大和村  
 2 作業種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う骨格測量）  
 3 作業終了日 平成7年3月25日  
 4 作業地域 真壁郡大和村大字阿部田

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成7年5月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 常陸太田市幡町字幡山1107番2の一部、1738番、同番1の一部、1739番4の一部、1749番1の一部、1750番1の一部、1751番、1752番、1753番、1754番、1755番1の一部、同番2の一部、1756番1の一部、1759番、1760番、1761番3の一部、1763番5の一部、1780番6の一部、1831番4、同番6の一部、同番8の一部、1854番4の一部、同番5の一部、1880番5、1883番2、同番4、1884番1、同番2の一部、同番6（第4工区）
2. 事業主の住所及び氏名  
 日立市幸町1丁目20番2号  
 株式会社 日立ライフ  
 代表取締役 役 重 道 明

## 1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字知手字砂山3428番1の一部

## 2. 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区五番町6番地2  
 トーア・スチール株式会社  
 代表取締役社長 神 谷 春 樹

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、



同法附則第 5 項において準用する同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡八郷町大字下林字竜口 3329 番 5, 3329 番 6, 3329 番 7, 3329 番 8, 3329 番 9, 3330 番 1, 3330 番 2

2. 事業主の住所及び氏名

石岡市柏原町 7 番 44

ヤシカ製作株式会社

代表取締役 川 上 清次郎

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日           | 申 請 者                            |                       | 道 路 の 位 置              | 道路幅員及び延長    |               |
|------------------|-----------------|----------------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|---------------|
|                  |                 | 氏 名                              | 住 所                   |                        | 幅 員         | 延 長           |
| 南総建指令<br>第 149 号 | 平成 7 年 5 月 15 日 | 株式会社<br>マツウラ工業<br>代表取締役<br>松浦 敏男 | 稲敷郡阿見町大室<br>107 番地の 1 | 稲敷郡阿見町青宿<br>字宮脇西 832-2 | メートル<br>4.5 | メートル<br>34.99 |

◎建設許可に関する意見の聴取

建築基準法(昭和 25 年法律 201 号)第 48 条第 13 項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成 7 年 5 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

記

- 意見の聴取期日 平成 7 年 6 月 8 日(木) 午後 2 時
- 意見の聴取場所 筑波郡谷和原村絹の台 7 丁目 7 番地
- 意見の聴取事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること  
自動車修理工場の用途変更
- 申請者住所 茨城県下館市二木成 827-5
- 氏 名 関彰商事株式会社 取締役社長 関 正 夫
- 建築物構造規模 鉄骨造, 一部 R C 造 2 階 用途変更  
申請延べ面積 123,283㎡  
既 存 1,371,419㎡
- 敷 地 面 積 5,836.65 平方メートル
- 原 動 機 増設 13.574Kw ・既設 5.15Kw
- 建築物の位置 筑波郡谷和原村絹の台 7 丁目 7 番地

---

**正 誤**

---

平成 7 年 4 月 20 日付け茨城県報第 643 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行      | 誤  | 正   |
|-----|--------|----|-----|
| 8   | 上から 15 | 又は | 国又は |
| 8   | 下から 6  | 国, | 国   |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
休日の場合は繰下発行 (金 2,300 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)